

## 大阪府子どもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 府は、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とし、当該対策を行う障がい児通所支援事業所を支援するため、子ども安全安心対策事業実施要綱（令和5年5月18日付けこ支障第7号こども家庭庁支援局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（子ども安全安心対策事業分）交付要綱（令和5年8月17日付けこ支障第58号こども家庭庁長官通知別紙。以下「国交付要綱」という。）に基づき、障がい児通所支援事業所が、送迎用バスへの安全装置等の設置やICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入のために必要となる経費に対し、国庫補助を活用し、府予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額は別記のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府子どもの安心・安全対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

### (経費等の内容変更等)

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

### (交付の条件)

第5条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産（以下「補助事業により取得等した財産」という。）については、知事が定める期間（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき定められた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）による期間をいう。以下同じ。）を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (2) 規則第19条の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪府に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、大阪府子どもの安心・安全対策支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定

した場合には、当該仕入控除税額を大阪府に納付すること。

(5) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 知事は、補助事業者が規則第5条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

#### (変更交付の申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事と協議の上、第3条の規定に準じて、速やかに行うものとする。

#### (申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

#### (実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、大阪府子どもの安心・安全対策支援事業補助金交付に係る実績報告書（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）を、令和6年4月12日までに知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

#### (立入調査)

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### (補助金の返還等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

(1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき

(2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき

(3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき

(4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第13条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和4年9月5日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年9月5日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

## 別記

### 補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額等

#### 1. 補助事業

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる（１）及び（２）の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

##### （１）送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

##### （２）ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

#### 2. 補助対象経費

１の（１）及び（２）の各事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

#### 3. 補助額

補助事業ごとの交付額の算定方法は以下のとおりとする。

##### （１）１の（１）の事業

事業所ごとに、別表１の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

##### （２）１の（２）の事業

事業所ごとに、別表２の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に１,０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 4. 留意事項

（１）対象施設については、府内の児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とする。但し、所在地が政令指定都市及び中核市は除く。

（２）補助事業ごとの対象施設は以下のとおりとする。

##### ① １の（１）の事業

児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

##### ② １の（２）の事業

児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

（３）１の（１）の事業の対象となる、安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は令和５年４月から令和５年度末までのリース料を限度とする。

（４）１の（１）の事業の対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和４年１２月２８日）第三の２のとおりとする。

（５）１の（１）の事業の対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する

基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の3のとおりとする。

- (6) 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。
- (7) 1の(2)の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。
- (8) 1の(2)の事業の対象となる機器については、GPS やBluetooth Low Energy により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

別表1

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
送迎用バスの改修支援事業 (別記1(1)の事業)	1台あたり175千円 までを上限とした実 費に対する定額補助	送迎用バスの改修支援 事業を実施するために必 要な装置・機器の購入費 (装置・機器の運搬費、 装置・機器の設置・据え 付け費、工事費を含む)、 リース料、導入費用	定額

別表2

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ICTを活用した子どもの見守り支 援事業(別記1(2)の事業)	1事業所あたり200 千円	ICTを活用した子どもの 見守り支援事業を実施す るために必要な装置・機 器の購入費(装置・機器 の運搬費、装置・機器の 設置・据え付け費、工事 費を含む)、リース料、導 入費用	4/5